

国有林野の管理経営に関する基本計画の素案 (概要)

平成30年10月
農林水産省

目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本計画の構成について	1
2	次期計画案の検討	2
	【はじめに】	2
	【1 国有林野の管理経営に関する基本方針】	3
	【2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項】	11
	【3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項】	13
	【4 国有林野の活用に関する基本的な事項】	14
	【7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項】	15

1 国有林野の管理経営に関する基本計画の構成について

はじめに

1 国有林野の管理経営に関する基本方針

- (1) 公益重視の管理経営の一層の推進
 - ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進
 - イ 地球温暖化対策の推進
 - ウ 生物多様性の保全
- (2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献
 - ア 低コスト化に向けた技術開発・実証と普及
 - イ 林業事業体の育成
 - ウ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進
 - エ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士等による技術支援
- (3) 国民の森林としての管理経営
 - ア 双方向の情報受発信
 - イ 森林環境教育の推進
 - ウ 森林の整備・保全等への国民参加

2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項

- (1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理
- (2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項

- (1) 林産物等の供給
- (2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献

4 国有林野の活用に関する基本的な事項

- (1) 国有林野の活用の適切な推進
- (2) 公衆の保健のための活用の推進

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項

6 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項

- (1) 管理経営の事業実施体制
- (2) その他事業運営に関する事項
 - ア 計画的かつ効率的な事業実行
 - イ 安全・健康管理対策の推進

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

- (1) 人材の育成
- (2) 地域振興への寄与
- (3) 東日本大震災からの復旧・復興
- (4) 関係機関等との連携の推進

2 次期計画案【はじめに】（新旧対照表 P2, 3, 4）

策定の背景

- 地球温暖化防止対策、生物多様性保全、持続可能な開発目標（SDGs）に関する国際的な動向
- 森林経営管理法の成立と森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の導入

委員からのご意見

- 持続可能な開発目標（SDGs）という取組が国際的に進められていることから、次期管理経営基本計画に記載すべきではないか。

次期計画素案

（略）

この間、国際的には、平成27年に気候変動枠組条約第21回締約国会議において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、森林等の吸収源については、温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫の保全・強化が位置付けられた。

また、同年には、国連において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に、「持続可能な開発目標」（SDGs）が掲げられ、その達成に向け、我が国においても、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針において、持続可能な森林経営の推進に取り組むこととされた。

さらに、平成28年には、生物多様性条約第13回締約国会議において、生物多様性の保全と持続可能な利用を農林水産業等において主流化し、愛知目標等の達成に向けた取組を強化する「カンクン宣言」が採択されたところである。

加えて、多くの森林が利用段階を迎える中で、民有林においては、森林経営・管理の集約化が喫緊の課題となっており、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村が森林所有者から森林の経営・管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を推進するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う森林経営管理制度が平成31年度から導入されることになる。「平成30年度税制改正の大綱」において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成31年度の税制改正において森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設することが決定された。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林(もり)」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向け貢献するための取組を進めていくこととする。

（略）

2 次期計画案【1 国有林野の管理経営に関する基本方針】

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進 ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進（新旧対照表 P4, 5）

策定の背景

- ・ 森林・林業基本計画の変更
→ 森林の自然条件や社会的条件に応じた施業の実施

次期計画素案

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

我が国の国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く所在しており、かつ、地域特有の景観や豊かな生態系を有する森林も多く、その適切な管理経営を通じて、国土の保全その他の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている。

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、国民の多様な要請や国際的な動向に適切に対応するため、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」に区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して、流域（森林計画区）ごとの自然的特性等を勘案しつつ、森林の自然条件や社会的条件を踏まえて、いわゆる公益林として適切な施業を推進する。

併せて、木材等生産機能については、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮することとする。

これらを通じて、国有林野における多面的機能の持続的発揮を確保していくこととする。

2 次期計画案【1 国有林野の管理経営に関する基本方針】

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進 ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進 つづき (新旧対照表 P7)

策定の背景

- ・ 森林・林業基本計画の変更
 - 主伐後の確実な更新、様々な育成段階や樹種から構成される森林のモザイク的配置への誘導
- ・ スギ花粉発生源対策推進方針の改正
 - 資源の循環利用を通じた花粉発生源対策

次期計画素案

森林の取扱いについては、人工林の多くが間伐等が必要な育成段階にある一方、10齢級以上の人工林が半数に上り、資源として利用可能な段階を迎えているという変化を適確に踏まえるとともに、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮することとする。具体的には、天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、伐採年齢の長期化（長伐期化）、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備（複層林化）、一定の広がりにおいて様々な育成段階や樹種から構成される森林のモザイク的配置への誘導、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業（針広混交林化）を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保、地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全、花粉発生源対策の推進、鳥獣被害対策等の観点重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進する。

なお、森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図ることとする。

2 次期計画案【1 国有林野の管理経営に関する基本方針】

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進 ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進 つづき（新旧対照表 P7, 8）

策定の背景

- ・ 九州北部豪雨等による流木災害の発生
→ 総合的な流木対策の推進
- ・ 森林・林業基本計画の変更
→ 自然・社会的条件の良い森林において重点的な路網整備

次期計画素案

また、国民の安全と安心を確保するため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっており、とりわけ山腹崩壊等に伴う流木被害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、重要な水源地域等において、今後とも民有林治山事業や他の国土保全施策との連携の下に治山事業を計画的に推進する。特に平成29年7月に発生した九州北部豪雨を受け実施した緊急点検結果を踏まえ、総合的な流木対策を推進する。また大規模な山地災害発生時には専門技術を有した職員を山地災害対策緊急展開チームとして現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、民有林への支援も含めた迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとする。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の有する公益的機能が高度に発揮されるよう林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道について、それぞれの道の役割や自然条件、作業システム等に応じて適切に組み合わせた整備を推進する。その際、特に自然・社会的条件の良い森林において重点的な整備を推進する。

2 次期計画案【1 国有林野の管理経営に関する基本方針】

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進 イ 地球温暖化対策の推進、ウ 生物多様性の保全(新旧対照表 P8, 9, 10, 11)

策定の背景

- ・ 気候変動枠組条約第21回締約国会議における「パリ協定」の採択
→ 「地球温暖化対策計画」や「気候変動適応計画」を踏まえた森林整備・保全の推進
- ・ 生物多様性条約第13回締約国会議における「カンクン宣言」の採択
→ 生物多様性保全に向け溪流沿いや尾根筋等の森林について、保護樹帯等として保全

委員からのご意見

- ・ 「気候変動への対応」については、「地球温暖化対策の推進」だけでなく、「生物多様性の保全」の項目にも大きく関係しているため、生態系サービスの維持・向上という観点から総合的に記載を検討すべきではないか。

次期計画素案

イ 地球温暖化対策の推進

我が国は、パリ協定等を踏まえて地球温暖化対策計画を閣議決定し、引き続き、平成32年度までの間において年平均52万ha(注)の間伐実施などを目標としており、森林吸収源対策を含む地球温暖化防止の取組を推進していく必要がある。

こうした中、国有林野事業においては、二酸化炭素の吸収量を確保するため、地球温暖化対策計画に基づき、森林の適正な整備や木材利用等の推進に率先して取り組むこととする。

特に、今後、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下や、資源の成熟に伴う伐採（主伐）面積の増加が見込まれる中で、将来にわたる吸収作用の保全及び強化を図る必要があることから、効率的かつ効果的な再生林手法の導入・普及等に努める。

また、将来、気候変動による大雨の発生頻度の増加や台風の最大強度の増加、天然林における樹種の分布適域の変化等が予測されていることから、気候変動適応計画等を踏まえ、治山施設の整備や健全な森林の整備等を実施するほか、「保護林」や「緑の回廊」の保護・管理等についても適切に取り組んでいくこととする。

(注)平成33年度から平成42年度の間においては年平均45万ha

次期計画素案

ウ 生物多様性の保全

我が国の森林生態系における生物多様性の状態は、長期的には悪化傾向にあり、将来的には気候変動等による影響が懸念されており、「カンクン宣言」を踏まえ、生物多様性国家戦略や気候変動適応計画に基づき、生物多様性の保全の取組を推進していく必要がある。

このため、国有林野事業においては、生物多様性の保全のため、生物多様性国家戦略や気候変動適応計画に基づき、保護林や緑の回廊におけるモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進するとともに、多様な森林づくりの推進、森林の適切な保全・管理、施業現場における生物多様性への配慮等に取り組むこととする。

特に、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山等の積極的な整備など、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進するとともに、溪流沿いや尾根筋等の森林については、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域やボランティア、NPO等と協働・連携し、荒廃した植生回復など森林生態系の保全等の取組を推進することとする。

さらに、地域の農林業や生態系に多大な被害を与えている野生鳥獣について、地域の関係行政機関等と連携しつつ、捕獲などによる積極的な個体群管理や共存に向けた森林の整備を推進する。

2 次期計画案【1 国有林野の管理経営に関する基本方針】

(新旧対照表 P11,12)

(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献 ア 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

策定の背景

- ・ 森林経営管理法の成立と森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の導入
 - 意欲と能力のある林業経営者の育成支援、市町村林務行政に対する技術的支援
- ・ 森林・林業基本計画の変更
 - 林業成長産業化に向けた技術開発・実証と普及

委員からのご意見

- ・ ICT等の技術を国有林への導入を進め、民有林におけるそのような技術導入の先鞭を付けていただきたい。

次期計画素案

(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献

国有林野の管理経営に当たっては、民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、流域森林・林業活性化協議会等において、都道府県、市町村等との密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくこととする。このため、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用した民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組む。

特に、民有林においては、森林経営管理制度が導入されることから、国有林においては本制度が円滑に機能するよう積極的に取り組む。また、これらを通じて、木材の生産から利用までの全ての段階において生産性向上やコストの低減、歩留まりの向上等による林業及び木材産業の成長産業化の実現に貢献し、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与するよう努めることとする。

ア 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

多様な森林とまとまりのあるフィールドを有し、公益重視の管理経営や林産物の安定供給を行ってきたという国有林野事業の特性を活かし、民有林における公的管理や林業経営への普及を念頭に置き、公益的機能の高度発揮や林業の低コスト化等に資する技術開発を、産学官連携の下に、より一層推進することとする。

特に、特定母樹や早生樹等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術やICT（情報通信技術）等の先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証、複層林への誘導手法等の普及に積極的に取り組み、国有林野の管理経営や民有林における定着に資するよう取り組む。

また、事業発注を通じた施策の推進や全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、工程管理の方法や改善等生産性向上に効果的な手法の普及・定着を図る取組を推進する。

2 次期計画案【1 国有林野の管理経営に関する基本方針】

(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献

(新旧対照表 P12,13,14)

イ 林業事業体の育成、ウ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進、エ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士(フォレスター)等による技術支援

策定の背景

- 森林経営管理法の成立と森林経営管理制度(新たな森林管理システム)の導入
→ 意欲と能力のある林業経営者の育成支援、森林総合監理士等による市町村林務行政に対する技術的支援や公的管理を行う森林の取扱い手法の普及

委員からのご意見

※9月10日林政審議会 H29年度実施状況に関する審議におけるご意見

- 国有林野のフィールド提供等、民有林の人材育成の支援に取り組んでいただきたい。

次期計画素案

イ 林業事業体の育成

林業事業体の施業提案や集約化の能力向上、技術者の育成を支援するため、事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、優良な林業事業体が正当に評価されるよう各都道府県における林業経営体の評価の仕組みの活用、市町村単位での将来事業量を対外的明示、競争性を確保しつつ林業事業体の創意工夫を促進するための総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用、労働安全対策に配慮した事業実行の指導などに取り組むこととする。

併せて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。また、国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営者の育成に取り組む。

ウ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林共同施業団地を設定し、民有林野と連結した路網の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等や現地検討会等を通じた民有林への森林・林業技術の普及に取り組むこととする。

また、森林共同施業団地等においては、国産材の安定供給体制構築に資するよう路網や土場の共同利用や民有林材との協調出荷等に取り組むこととする。

エ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士(フォレスター)等による技術支援

これまで国有林野事業においては、市町村行政の支援等のため、森林総合監理士(フォレスター)等を系統的に育成してきたところであり、引き続き、必要な技術者等の育成に取り組む。併せて、森林経営管理制度の構築を踏まえ、公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、引き続き、都道府県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組むこととする。

また、事業の発注や国有林野の多種多様なフィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援するほか、大学や林業大学校等関係機関と連携した取組に努めることとする。

2 次期計画案【1 国有林野の管理経営に関する基本方針】

(新旧対照表 P14,15,16,17)

(3) 国民の森林としての管理経営 イ 森林環境教育の推進、ウ 森林の整備・保全等への国民参加

策定の背景

- 森林経営管理法の成立と森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の導入
→ 地域の方々の森林・林業に対する理解の促進への寄与

委員からのご意見

- 魅力ある森林景観を取り戻す取組を進めていただきたい。

次期計画素案

(3) 国民の森林(もり)としての管理経営

国民共通の財産である国有林野の管理経営に当たっては、国有林野を「国民の森林(もり)」として位置付け、林業の成長産業化への貢献等の新たな課題を踏まえつつ、国民に開かれた管理経営を推進することとする。

その際、多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林(もり)づくり等国民の要請に機動的・弾力的に対応する。

(略)

イ 森林環境教育の推進

学校、自治体、NPO、森林インストラクター、民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、都市や農山漁村などの立地や地域の要請に応じた森林環境教育の推進を図ることとする。実施に当たっては、教育利用の目標に基づき、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」や学校分収造林の活用を図るとともに、森林の有する多面的機能に関する普及啓発の実施、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールド等の情報提供等の取組を推進する。

また、これに関して、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等、地域への波及効果が期待される取組を積極的に推進するとともに、農山漁村における体験活動とも連携した取組を推進することとする。

ウ 森林の整備・保全等への国民参加

国民参加の森林(もり)づくりの推進のため、NPO、企業、地元関係者等多様な主体と連携した取組を進めることとする。

(略)

こうした取組を推進するに当たっては、国民の要請に応えつつ、変化に富んだ多様な森林(もり)づくりや世界文化遺産等との調和に配慮するなど、魅力ある森林景観の創出にも取り組むこととする。

森林管理署等は、これらの取組とともに、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う窓口としての機能を発揮するよう努める。

2 次期計画案【2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項】

(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理（新旧対照表 P17, 18）

策定の背景

- ・ 深刻化している野生鳥獣による森林被害
→ 鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、捕獲や防護柵の設置等広域的な防除活動等を推進

次期計画素案

2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項

(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

国民共通の財産である国有林野を適切に保全管理することは、将来にわたって国有林野事業の使命を十全に果たす上で極めて重要である。

このため、山火事、森林病虫害、鳥獣被害、廃棄物の不法投棄等の森林被害の防止や保安林の適切な管理等森林の保全管理のため、森林の巡視、標識の設置、適切な防除対策の実施等に努めるとともに、境界の保全等による国有財産としての管理を適切に実施する。

特に、深刻化している野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、地元行政機関、狩猟者団体、森林組合、森林所有者等と協力して計画的に捕獲や防護柵の設置等の防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

また、森林の保全管理に当たっては、地域住民、地元自治体、ボランティア、NPO等との協力・連携を図るとともに、入林者への山火事や不法投棄防止意識の啓発等に努めることとする。

2 次期計画案【2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項】

(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存（新旧対照表 P18, 19）

策定の背景

- ・ 保護林制度の改正に伴う区分の見直し

次期計画素案

(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

奥地脊梁山地に広く所在している国有林野は、優れた景観を有する森林や、希少な野生生物が生育・生息するなど豊かな森林生態系を維持している森林、溪流等と一体となって良好な環境を形成している森林も多く、地球環境保全や生物多様性の保全の観点からも、このような森林の維持・保存はますます重要になってきている。

このため、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、自然環境の保全、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている「自然維持タイプ」の森林については、自然環境の保全を第一とした管理経営を行うこととし、地域住民、ボランティア、NPO等と連携を図りながら、環境行政との緊密な連携を確保しつつ、生物多様性保全の視点で希少種の保護、外来種の侵入防止・駆除等に努める。特に我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、保護林として設定し、厳格な保護・管理を行うこととする。

これに加え、生物多様性の保全や気候変動の影響への適応等の観点から保護林を中心とした森林生態系ネットワークの形成を図るため、民有林関係者等とも連携しつつ「緑の回廊」を設定し、野生生物の自由な移動の場として保護するなど、より広範で効果的な森林生態系の保護に努める。

これらの設定に当たっては、研究機関等と連携し、生物多様性の保全等に関する科学的な知見を活用した設定状況の分析等に取り組み、その結果等を踏まえ、広域的な視点にたった配置となるよう配慮することとする。

立入が可能な区域においては、多くの国民が森林生態系の保全等について知識を深められるよう学習の場等としての利用に努めることとし、入林者の影響等が生じるおそれのある箇所については、地域の関係者等との連携を推進するなど利用ルールの確立等に努めることとする。また、その内容等について地域外の者にも広く理解されるようホームページの活用・工夫を図るなど適切に対処する。

さらに、継続的なモニタリングを通じて森林生態系や野生生物等の状況変化を的確に把握し、必要に応じて保護・管理方針や区域の見直し等を図ることとする。

2 次期計画案【3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項】

(1) 林産物等の供給、(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献 (新旧対照表 P19, 20, 21)

策定の背景

- ・ 森林・林業基本計画の変更
→ 林業の成長産業化への貢献、新たな木材需要の拡大や生産性向上への対応

委員からのご意見

※9月10日林政審議会 H29年度実施状況に関する審議におけるご意見

- ・ 広葉樹の供給にも取り組んでいただきたい。

次期計画素案

3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項

(1) 林産物等の供給

(略)

また、多様な森林資源を有する国有林野の特性を活かし、大径長尺材や檜皮（ひわだ）等民有林からの供給が期待しにくい林産物の計画的な供給に努めるとともに、環境緑化木、広葉樹等の資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な供給に努めることとする。

(略) その際、販売を市場へ委託するなど民間の木材市場等を活用するとともに、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として積極的な間伐等の森林整備を進めることに伴い生産される間伐材等については、合板や集成材等の原料としての利用拡大や土木分野における利用範囲の拡大等を踏まえつつ、加工・流通コストの削減や民有林管理への貢献等に取り組む需要者と協定を締結して需要先へ直送する「システム販売」によるなど、国有林材の安定供給を通じて、地域の林業・木材産業の活性化に貢献する。

併せて、木質バイオマスの需要拡大が見込まれる中で、これまで間伐等で伐採されても利用されてこなかった小径木や造材後林内に放置されてきた根株・枝条などの未利用間伐材等について、「システム販売」や公売などを活用し需要者等への供給に取り組むとともに、更なる利用拡大に向けて新たな需要開拓にも引き続き努めることとする。

(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献

(略)

特に、これまで「システム販売」により需要者への安定供給等に取り組んできた実績や経験を活かし、民有林材を需要先へ直送する取組の普及・拡大や地域の需給状況を踏まえたより広域での原木供給など国産材の流通合理化を図る取組の支援に努める。

また、今後、人工林資源の成熟に伴う主伐の増加が見込まれており、こうした主伐材の供給についても、需要者等への安定供給や新たな需要開拓に貢献するものとなるよう効果的な木材供給に努めることとする。

なお、全国的なネットワークを活用し、国産材の2割を供給し得る国有林野事業の特性を活かし、価格急変時の供給調整機能を発揮する。具体的には、必要に応じて供給時期の調整等を行うこととし、これを適期に効果的な方法で行うため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握することなどの取組を推進することとする。

2 次期計画案【4 国有林野の活用に関する基本的な事項】

(2) 公衆の保健のための活用の推進 (新旧対照表 P22, 23)

策定の背景

- ・ 訪日外国人旅行者数の増加
→ 「日本美しいの森 お薦め国有林」の選定を踏まえた、森林資源を活かした観光の推進

次期計画素案

4 国有林野の活用に関する基本的な事項

(略)

(2) 公衆の保健のための活用の推進

公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、自然景観が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等への利用が期待される「森林空間利用タイプ」の森林のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として、広く国民に開かれた利用に供することとする。

特に魅力的な自然景観を有する等、観光資源としての活用の推進が期待される箇所については、「日本(にっぽん)美(うつく)しの森 お薦め国有林」として、外国人旅行者を含む観光客へ向けた情報発信や重点的な環境整備を実施する。

その他の箇所については、利用の動向及び見通しや地域関係者の意向・協力体制等を総合的に検討の上、廃止を含む見直しを進めることとする。

また、「レクリエーションの森」の管理経営に当たっては、民間活力を活かした施設整備等の推進、及び地元自治体を核とした管理運営協議会の活用等やボランティア、NPO、企業等による資金や人的な支援を誘導するサポーター制度による整備・管理を支える仕組みの充実等に努めていくこととする。

(略)

2 次期計画案【7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項】

(3) 東日本大震災からの復旧・復興（新旧対照表 P27, 28）

策定の背景

- 東日本大震災からの復旧・復興の進展
→ 避難指示解除等を踏まえた森林整備や海岸防災林の再生の推進

次期計画素案

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献

東日本大震災発生時の対応とその後の復旧において、森林管理局・署等は、地域に密着した国の出先機関として、地域の期待に応えた取組を行ってきたところであり、引き続き、早期の復興に向けて積極的な貢献に努める。

具体的には、被災地域において、生物多様性に配慮しつつ海岸防災林の再生に取り組むこととし、その際、NPOや企業等と連携した植栽等にも取り組むこととする。また、地域の復興に必要な国有林野の貸付け・売払い要望等に引き続き対応する。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質による森林等の汚染への対応については、「放射性物質汚染対処特措法」（平成23年法律第110号）等に基づく国有林野における放射性物質の分布状況の調査や関係機関と連携した除染の実施に加え、「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」を踏まえた間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策、林業再生に向けた実証事業に取り組むこととする。

さらに、被災地では避難指示の解除等が進められており、国有林野事業としても森林整備などの管理経営を推進することにより、森林・林業の再生をはじめとする地域の復興に貢献することとする。